

参 考 資 料 ②

<地方税財政に関する調査・アンケート結果について>

(地方税財政常任委員会)

令和6年度の地方税財政に係る課題について①

- 令和5年3月 全国知事会の全構成都道府県県に対してアンケート（自由記述）を実施

1 地方税税源の確保・充実に向けた課題について

①財政について

主な意見

- 地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、高齢化の進展等に伴う社会保障関係経費の増嵩分への対応に加え、物価高騰対策、感染症により顕在化した課題やリスクへの対応、地域社会全体のデジタル化や脱炭素化への対応を含む地域経済の活性化、防災・減災・国土強靱化の推進、老朽化する公共施設の適正管理等、喫緊の課題への取組に伴う財政需要についても適切に地方財政計画の歳出に計上し、必要な一般財源総額を確保すべき。
- 臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置とされているが、速やかに廃止し、本来の姿である地方交付税に復元すべき。また、財政力の高い団体に対し、多く配分されている算定方法の更なる見直しを行うとともに、廃止までの工程を明らかにすべき。
- 県有施設の光熱費高騰や、資材価格や労務単価の上昇による影響について、地方財政計画に適切に財政需要を計上すべき。
- グリーントランスマネジメント(GX)の実現に向け、中小企業が中長期的に取り組めるよう、支援制度を強化すべき。
- 公立病院におけるサイバーセキュリティ対策について、セキュリティ強化や被害発生時の早期復旧など、サイバー対策に迅速に取り組むとともに、災害拠点としての機能を一層強化するため、財政支援を充実すべき。
- 「地域社会再生事業費」及び「地域デジタル社会推進費」を継続・拡充し、これらの算定等を通じて、財源調整機能が適切に發揮されるべき。
- 国民健康保険制度について、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となつたが、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について、引き続き地方と協議を行うとともに、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に行うべき。
- 公共・公用施設の老朽化対策に対する地方財政措置の更なる充実をすべき。

令和6年度の地方税財政に係る課題について②

1 地方税税源の確保・充実に向けた課題について

②税制について

主な意見

- 法人事業税の外形標準課税のあり方については、令和5年度与党税制改正大綱において検討事項とされたところであるが、本県においても減資により外形標準課税の適用外となっている法人が見られ、年々適用法人が減少していることから、追加的な基準の検討が必要。
- 個人事業税の課税に当たって、多様化する事業形態に対応して、納税者間の課税の公平性を確保するため、課税対象事業の見直しや、現行の課税対象事業の定義を具体的に示すことなど、課税の仕組みを再検討すべき。
- 地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を引き続き求めていく必要。
- 地方交付税の所要額を地方交付税の法定率分では賄えていない状況であることから、地方交付税法に基づく法定率の引上げなど、財源不足に対して必要となる地方交付税財源が適切に確保されるとともに、後年度負担のない安定的かつ恒久的な財源を確保するため、偏在性の小さい地方税体系の構築が必要。
- 「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」について、過去にあった制度の見直しにより、一定の改善は図られているものの、控除による税収入の流出が一部の地方団体に集中していること、ワンストップ特例申請による地方団体の負担増など課題が依然として残っていることを鑑み、引き続き制度の見直しを検討すべき。
- ベンチャー企業等への投資規模が拡大するよう、機関投資家への税財政措置等の投資優遇策を充実させるとともに、機関投資家の中間的役割を担うベンチャーキャピタル等の人材確保・育成を行うなど、財的・人的の両面から地方でスタートアップが生まれ成長する実効性のある仕組みへと改善すべき。

1 地方税税源の確保・充実に向けた課題について

③デジタル田園都市国家構想の推進について

主な意見

- デジタル田園都市国家構想交付金のうち、地方創生推進タイプについては、R5年度事業において、「国の予算内での交付が困難」との理由による不採択及び減額採択が生じているが、デジタル手法以外も含めた地方創生の取組は、試行錯誤を続けながら粘り強く継続的に取り組む必要があることから、同様の事態が生じないよう、地方創生推進タイプ、地方創生拠点整備タイプについても、安定的に予算枠を確保・拡充すべき。
- 自治体情報システムの標準化・共通化は、地方自治体の意見を十分に反映して進めるとともに、システム改修等の経費について、国において実情に合わせた財源措置を確実に行うべき。
- 地方のデジタル化を一層推進するにあたって、本交付金に対する各自治体からの需要は高まることが予想されるが、新たなデジタルサービスを実装するには、自治体独自の創意工夫が必要で、その実証には相応の費用負担が必要となるが、本交付金において実証事業のみに絞ったメニューは用意されていないことから、実証事業も対象とする要件緩和等の運用の弾力化をすべき。
- 交付金を活用して高い成果をあげるために、行政だけでなく民間事業者等のデジタル化が重要である。しかしながら、そのために必要となるデジタル技術に知見を有する専門人材は都市部に集中する傾向があり、地方での不足が顕著。
- 地方のデジタル実装を加速化させるためには、デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)の安定的な予算枠の確保・充実や恒久化のほか、複数年度にまたがる事業の採択を認めるなど、地方の実情に即した柔軟な運用が必要。
- デジタル田園都市国家構想交付金については、多数のタイプが存在し複雑化しており、事務の簡素化、施策間の相乗効果を生み出すため、タイプを統合した包括的な支援とすることが必要。

2 「人への投資」の強化に向けた地方税財源の課題について

①子ども政策の強化に向けた課題

主な意見

- 子ども医療費助成は、自治体によって格差の生じることがないよう、全国一律の安定した制度として国が行うべき。
- 「子供の貧困対策に関する大綱」等に基づく事業に対する交付金制度として「地域子供の未来応援交付金」があるが、同交付金は毎年度補助対象や補助率が変わるために、継続的に事業を実施していく上で支障を生じている。法律に基づく安定的な交付金制度として整備し直すべき。
- 自治体ごとの財政力に応じて、子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、財政負担が大きく包括的な仕組みづくりなどは、国において全国一律での実施を図るべき。
- 地域の実情に応じてきめ細かにサービスを提供している地方自治体の創意工夫が生かせるよう、自由度の高い交付金や、複数年度にわたる柔軟かつ大胆な施策の実施と効果検証が可能となる基金制度の創設が必要。
- 子どもの医療費助成については、ナショナルミニマムとして国において中学生までの子どもを対象に制度化するとともに、医療費助成を行った市町村に対する国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置については、市町村の財政基盤の安定化を図るため、早急に全廃すべき。
- 幼児教育・保育の完全無償化、全国一律の医療費助成制度の創設(小児医療費の完全無償化)、不妊治療に係る医療保険適用範囲の拡大及び独自支援を行う地方自治体への財政的支援、教育費等の負担軽減、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置拡充を行うべき。
- 子ども医療費助成制度については、地方単独事業として各都道府県、市町村が独自で実施しているが、既に全国的な取組みとなっている状況であり、地方自治体にとって標準化した制度となっている。社会保障制度として長期的に安定した持続可能な全国一律の制度の早期創設をすべき。

2 「人への投資」の強化に向けた地方税財源の課題について

②公務員の人材確保・人材育成に向けた課題

主な意見

- 獣医師や薬剤師などの採用困難職種の人材確保。
- 国が主導して地方自治体の情報システムの標準化・共通化を進めるからには、国が整備する「ガバメントクラウド」上に構築される標準準拠システムへの移行等に要する経費について、全額国費で支援すべきであり、市町村における情報システムの標準化・共通化等を支援し、都道府県と市町村とが一体となって自治体DXを推進するため、都道府県における外部専門人材(CIO補佐官等)の任用等に対する財政的支援を行うべき。
- 地方公共団体におけるデジタル人材不足に対する支援策として、国は、アドバイザーの派遣や地方公共団体職員向けの研修の充実、地方財政措置の創設などを実施しているが、事業期間が令和7年度末までの3年間とされており、期間として限定的であるうえ、3年間限定での有期雇用では、とりわけ地方において優れた人材の確保が困難。
- 技術職種の志望者が減少傾向にある中、近年多発する災害対応等に従事する土木職や深刻化する児童虐待等に対応する社会福祉職については、特に必要人員を確保することが困難。
- 土木職員や獣医師などの技術職員の採用については、採用数の確保のため、早期実施枠や経験者枠等の設置、年齢上限の見直しなど工夫して試験を実施しているものの、必要数に達しない状況。
- デジタル化の推進は官民挙げて取組みを積極的に進めていく必要があり、地方公共団体が取り組むデジタル人材の確保・育成のための必要な財政措置を適切に講じるべき。

2 「人への投資」の強化に向けた地方税財源の課題について

③その他「人への投資」の強化に資する課題

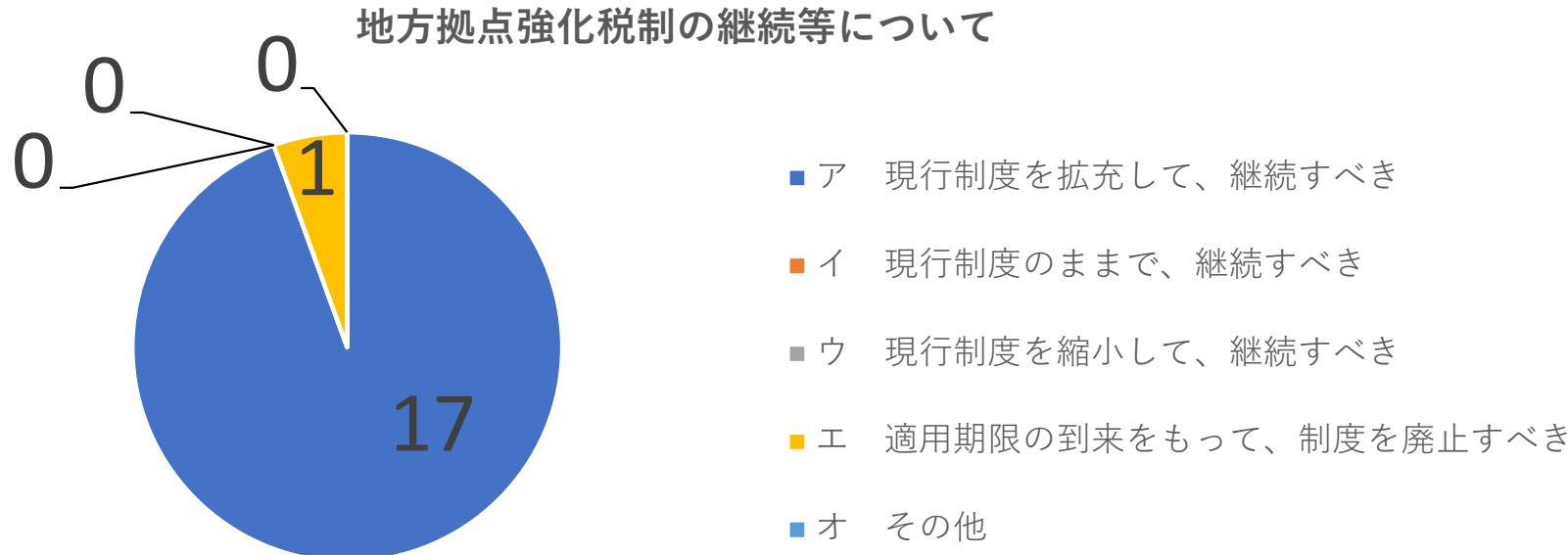
主な意見

- 地方自治法の改正による会計年度任用職員への勤勉手当の支給や現在検討が進んでいる公立学校教員への超過勤務手当の支給に当たって、安定的な財源の確保が必要。
- 令和5年度から制度化される地方公務員の定年年齢の引き上げの円滑な制度移行に向け、地方の財政負担が新たに生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引き上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においても、適切に地方財政措置を講じるべき。
- 「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」(令和元年度終了)のような県内大学生等の県内就職支援策の充実が必要。

「地方拠点強化税制」の継続・拡充に関する調査について①

〔○令和5年6月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都県（18都県）に対して調査を実施〕

1 制度の継続等について



主な理由

【「ア」の理由】

- 令和4年度末時点で、各都道府県が策定した地域再生計画で定める目標件数を達成している県はほとんどない状況である。現行制度の要件緩和、インセンティブの拡充を図り、本社機能の地方への移転を含む地方拠点の強化を更に促進すべき。
- 本制度の目的である地方創生や東京一極集中の是正をより一層進めていくためには、長期的な視点で取り組む必要があり、インセンティブとして現行制度を拡充し、継続すべきで。
- 企業が本社機能移転・拡充を決定するにあたっては、本制度の支援措置以外の要素が大きく、現行制度ではインセンティブ効果が弱いと思われるため。

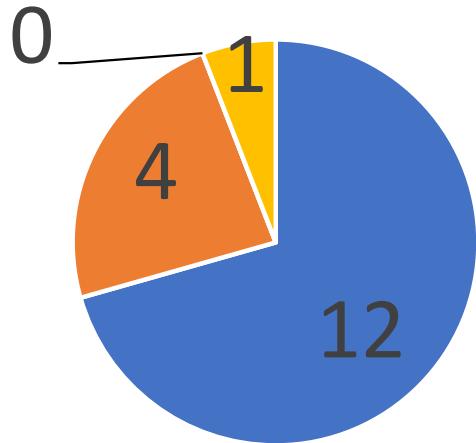
【「エ」の理由】

- 「地方拠点強化税制」は、東京一極集中を目的とし、特定の地域を対象外とする不合理な制度であり、真の地方創生や日本全体の持続的な成長につながるものではないため。

「地方拠点強化税制」の継続・拡充に関する調査について②

2 制度の更なる拡充等について（問1で「制度を廃止すべき」以外の回答をした17団体が回答）

支援対象となる施設の拡充について（移転型、拡充型）



- ア 対象施設を追加すべき
- イ 現行の対象施設を維持すべき
- ウ 対象施設を削減すべき
- エ その他

追加すべき具体的な内容（「ア」関連）

- 物流拠点
- 社宅、社員寮の取得・整備
- 本社に隣接する基幹工場
- 現行対象施設と不可分な営業部門等
- 社員寮や託児施設

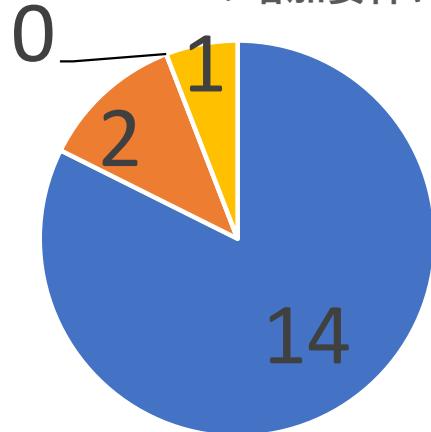
主な理由

- 2024年問題を契機に物流業の地方への拠点整備需要が高まっていることから、物流拠点を対象施設に追加することで、本社機能の地方への移転を含む地方拠点の強化を相乗的に推進することができるため。
- 従業員の生活の場となる社員住宅や拠点の魅力を高める福利厚生施設についても対象とすべき。
- 従業員の生活の場となる社員住宅や拠点の魅力を高める福利厚生施設についても対象とすべき。また、多様な就業の機会の創出のため、特定業務施設の「事務所」の対象範囲を拡充すべき。

「地方拠点強化税制」の継続・拡充に関する調査について③

2 制度の更なる拡充等について（問1で「制度を廃止すべき」以外の回答をした17団体が回答）

「施設整備計画」認定に係る常時雇用する従業員数
の増加要件について（移転型）

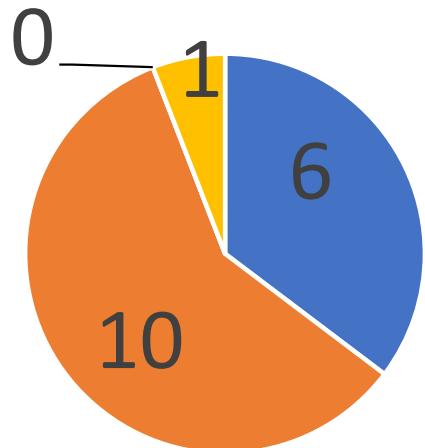


- ア 要件を緩和すべき
- イ 現行の要件を維持すべき
- ウ 要件を強化すべき
- エ その他

緩和すべき具体的内容（「ア」関連）

- (大企業の) 増加させる従業員数要件を3人以上とする緩和
- 増加従業員数要件の緩和
- 過疎地域における増加従業員数要件の緩和
- 23区以外の大都市圏からの転勤者も対象とする
- 企業全体での従業員増加要件を見直し、移転先の施設従業員数の増加のみを要件とする

「施設整備計画」認定に係る常時雇用する従業員数
の増加要件について（拡充型）



- ア 要件を緩和すべき
- イ 現行の要件を維持すべき
- ウ 要件を強化すべき
- エ その他

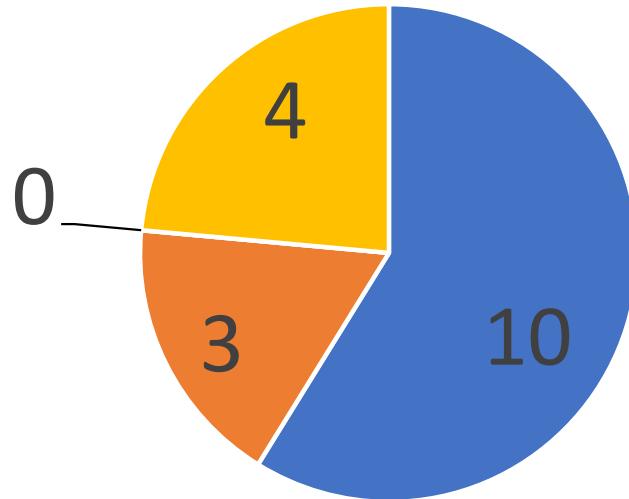
緩和すべき具体的内容（「ア」関連）

- (大企業の) 増加させる従業員数要件を3人以上とする緩和
- 増加従業員数要件の緩和
- 過疎地域における増加従業員数要件の緩和
- 企業全体での従業員増加要件を見直し、移転先の施設従業員数の増加のみを要件とする

「地方拠点強化税制」の継続・拡充に関する調査について④

2 制度の更なる拡充等について（問1で「制度を廃止すべき」以外の回答をした17団体が回答）

雇用促進税制における増加雇用者一人当たりの税額控除額について（移転型、拡充型）



- ア 税額控除額をさらに増額すべき
- イ 税額控除額を維持すべき（現行制度どおり）
- ウ 税額控除額を減額すべき
- エ その他

主な理由

【「ア」の理由】

- 雇用促進税制は、オフィス減税と比べて、容易な適用要件だが、適用実績が少ない状況である。このことからも、現在の税額控除額はインセンティブとして上手く機能していないと考えられるため。
- 移転型について特にインセンティブを高め地方移転を促進すべき。拡充型についても地方の研究開発部門等の拡大を後押しする意味で増額が望ましい。

【「イ」の理由】

- 税額控除の増額ではなく、移転型は常用雇用者数の増員要件を廃止、拡充型は緩和することが必要であると考えるため。

【「エ」の理由】

- 雇用促進税制の適用実績が少ないと踏まえ、企業にとって、より分かりやすく利用しやすい制度とすべき。

「地方強化拠点税制」の実績について①

〔 ○ 令和5年6月 全国知事会の全構成都道府県県に対してアンケートを実施 〕

1 「施設整備計画」の知事認定件数（全都道府県合計値）

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31/R1 年度		R2年度		R3年度		R4年度		計		R5年度 (見込)	
	社	件	社	件	社	件	社	件	社	件	社	件	社	件	社	件	社	件	社	件
移 転 型	5	5	9	9	4	4	12	12	6	6	9	9	7	7	13	13	65	65	5	5
拡 充 型	70	70	73	73	68	68	88	88	71	71	62	62	61	61	70	70	563	563	26	27
知事認定件数 計	75	75	82	82	72	72	100	100	77	77	71	71	68	68	83	83	628	628	31	32

2 認定した「施設整備計画」における増加雇用予定者数（全都道府県合計値）

		H27年度～ R5年度 計 (人)
移 転 型		1,336
うち東京23区からの転勤予定者数		990
拡 充 型		15,659
増加雇用予定者数 計		16,995